

国民健康保険

高額療養費制度

皆さんが、病気やケガのため病院などで診療を受けたとき、窓口で医療費の三分(退職者は二分)を支払いをするだけで、残りの七割(同八割)は国保税と国の支出金が負担していただきます。さらに、その自己負担額が五万一千円(市民税の非課税世帯は三万円)以上になったときには、その超えた金額を負担してくれるのが「高額療養費制度」なのです。



高額療養費制度は、医療費の負担を軽減するため一定額以上の医療費(保険診療にかかる分)について、国保で負担するものです。

自己負担が五万一千円以上になると高額療養費

一人の人が、一カ月、一つの病院等に五万一千円以上の医療費(保険診療分)を自己負担したときは、五万一千円を超えた額は申請により全額払いもされます。なお市民税の非課税世帯は三万円以上です。

◆一カ月三万円以上が二回以上あったときは……

一つの世帯で、一カ月に三万円(非課税世帯は二万一千円)以上の医療費の支払いが二回以上あるときは、合算して五万一千円(同三万円)を超えた分を全額、申請により払いもされます。

◆年四回以上になると……

一つの世帯で、高額療養費の限度いっぱい(五万一千円(非課税世帯は三万円)の医療費を、昭和五十九年十月以降四回以上支払ったときは、四回目以降から三万円

(同二万一千円)を超えた額が、申請により払いもされます。

◆高額療養費の申請は……

国保の保険証、領収書、世帯主の預金口座番号、印鑑、

高額療養費が払いもどしされるまでは貸付金制度を

高額療養費が払いもどされるまでは早くして二カ月からあります。この間、医療費の支払いが困難な人のために、市独自の貸付制度があります。これは、高額療養費の範囲内で、一時、国保が立て替えるもので、払いもどしのときに精算するものです。

・貸付時期 申請日の翌日。

・対象 市税を納期限内に完納した方。

・持参するもの 国保の保険証、領収書、世帯主の預金口座番号、世帯主の印鑑登録証明書とその印鑑

▽国保についての問合せ

市役所保険年金課国保係

☎49-3111 内線243

出稼ぎをする前にご加入を 出稼互助会

これから出稼ぎをする皆さん、秋田県出稼互助会に加入しませんか。会員になると新聞や広報の送付、無料健康診断、事故見舞金などを受けることができます。

▷申込み・年会費800円
市役所市民生活課へ申し込んでください。

(ご家族でも申し込めます)

▷会員になると

・定期的に郷土の便り

会員の働いている職場に「広報あきた」「広報おおだて」文集「わらべ」そして地元新聞などが送られます。

出稼ぎ先に落ち着いたら必ず「お届けハガキ」を出してください。

・無料で健康診断

就労前に市立総合病院か石田病院で健康診断が受けられます。

・事故見舞金を給付

働いているとき、不幸にして災害や病気で亡くなったときは次のような見舞金が給付されます。

★死亡したとき 50万円

★ケガや病気で1ヵ月以上医師の治療を受けたとき 5~8万円

★不具廃疾になり働けなくなったとき 20万円

★留守家屋が半分以上焼失したとき 8万円 ほか

▷貸金未払いのご相談は

もし貸金未払いが生じたときは、必ず貸金未払確認書を事業主からもらい、就労地の労働基準監督署に届け出をするとともに市役所市民生活課(49-3111内線214)にもご連絡ください。



市長の対話ノート



No.117

本音と建て前

議論にはつきものように建て前論ではなく本音はどうなのだとよくいわれます。

そして建て前とは、きれいな事だけで何か陰でもあるようにとられているのが一般的となっています。それが特に政治や経済社会で常識化されているようです。本当はどうでしょうか。

「建て前」とはそうではないはずで、少なくとも建て前には「合意」という大切な要素が含まれているからです。合意が得られた結論を「そんな建て前だけで……」と軽視したら、結論から起こる事実はどうなるのか、恐い事です。

一方「本音こそ真実」と受けとめられがちですが、「本音こそは私論」である場合が多いのではないのでしょうか。建て前と本音を正しく理解し、使わなければ議論が出来なくなってしまう。

そればかりか、本音を見誤らせ、合意が軽視され、行動をにぶらせ、悪い結果を招くことになりかねません。いつてもどこでも、何の矛盾も感じないで使っている「本音と建て前」について考えて見ましたが、お互いにこの事に思いを寄せながら、その使い方に注意し合うことも大切なことではないでしょうか。

伊崎山 健治郎